

Xは、平成17年4月8日、Yに対し、騒音の差止め及び損害賠償を求める旨の調停を求めたが、Yは、これに応じなかつたため、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料200万円及び弁護士費用40万円の合計240万円の支払いを求めて提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、以下のように判示し、Xの請求を36万円の限度で認容した。

本件音は、Yの長男（当時3～4歳）が廊下を走ったり、跳んだり跳ねたりするときに生じた音である。

本件マンション2階の床の構造によれば、重量床衝撃音遮断性能は、LH-60程度であり、日本建築学会の建築物の遮音性能基準によれば、集合住宅の3級すなわち遮音性能上やや劣る水準である上、本件マンションは、3LDKのファミリー向けであり、子供が居住することも予定している。

しかし、平成16年4月頃から平成17年11月17日ころまで、ほぼ毎日本件音がX住戸に及んでおり、その程度は、かなり大きく聞こえるレベルである50～65dB程度のものが多く、午後7時以降、時には深夜に及ぶことがしばしばあり、本件音が長時間連続してX住戸に及ぶこともあったのであるから、Yは、本件音が特に夜間及び深夜にはX住戸に及ばないようYの長男をしつけるなど住まい方を工夫し、誠意のある対応を行うのが当然であり、Yがそのような工夫や対応をとることに対するXの期待は切実なものであったと理解することができる。

しかしながら、Yは、床にマットを敷いたものの、その効果は明らかでなく、それ以外にどのような対策を探ったのかも明らかではない。一方、Xに対しては「これ以上静かにすることはできない。」とXの申入れを取り

合おうとせず、その対応は極めて不誠実なものであったということができる。そのため、Xは、やむなく訴訟等に備えて騒音計を購入して本件音を測定するほかなくなり、精神的にも悩み、Xの妻には、咽喉頭異常感、不眠等の症状も生じたのである。

以上の諸点、特にYの住まい方や対応の不誠実さを考慮すると、本件音は、一般社会生活上Xが受忍すべき限度を超えていたものであったというべきであり、Xの苦痛に対する慰謝料としては、30万円が相当である。また、弁護士費用は6万円とする。

3まとめ

本件は、騒音の測定値が条例の定めを超えること、被害者の苦痛の程度、加害者側の被害回避努力等の対応を総合考慮して慰謝料及び弁護士費用を認めた事例である。

類似する事例に、遮音性不十分なフローリング敷設が直ちに違法とはならないとしたもの（東京地判 平6・5・9 判時1527号116頁）、受忍限度を超える騒音・生活妨害について慰謝料の支払いを命じたもの（東京地判 平8・7・30 判時1600号118頁）、専有部分内で異常な騒音を立てることは区分所有建物の共同の利益に反する行為に当たるとしたものの（東京地判 平17・9・13 判タ1213号163頁）がある。また、媒介業者の説明に関連しては、中古住宅での隣人の迷惑行為について、説明義務を認めたもの（大阪高判 平16・12・2 金判1223号15頁）がある。